

令和2年度

行政監査結果報告書

【県に事務局を置く任意団体の事務の状況】

令和3年1月

鳥取県監査委員

鳥取県議会議長	藤 縄 喜 和	様
鳥取県知事	平 井 伸 治	様
鳥取県教育委員会教育長	山 本 仁 志	様
鳥取県公安委員長	衣 笠 優 子	様
鳥取県人事委員会委員長	小 松 哲 也	様
鳥取県労働員会会長	濱 田 由 紀 子	様

鳥取県監査委員 桐 林 正 彦

鳥取県監査委員 山 根 朋 洋

鳥取県監査委員 奈良井 恵

鳥取県監査委員 広 谷 直 樹

行政監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して行政監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第1	監査の概要	
1	行政監査の種類	1
2	行政監査の趣旨	1
3	監査対象事務	1
4	監査対象事務の選定理由	1
5	監査の着眼点	1
6	実施期間	2
7	監査対象機関	2
8	実施方法	2
9	監査の執行者	2
第2	監査対象団体の概要	3
第3	監査結果及び意見	16
1	監査結果	16
2	総括意見	16
3	着眼点に沿った監査結果及び意見	17
(1)	任意団体業務に対する県の関与・指導の状況	17
ア	県職員が業務に関与する根拠	17
イ	県職員が業務に従事する場合の手続	17
ウ	県業務と任意団体業務の区分及び県業務への影響	18
エ	行政財産使用許可	18
オ	任意団体に対する県有物品の貸付け	18
カ	補助金等県費支出の事務処理	19
キ	任意団体に対する指導・監査	19
ク	任意団体の今後の必要性についての検討	20
(2)	任意団体の運営状況	20
ア	任意団体の設立目的と活動内容	20
イ	諸規程の整備、運用	21
ウ	総会、役員会等の運営	22
エ	事務事業の執行体制	22
オ	経理・経理手続	23
カ	県事業と任意団体事業の区別の状況	23
キ	監事等による監査、自主的チェック等	24
別記		25

第1 監査の概要

1 監査の種類

鳥取県監査基準第2条第1項第2号に規定する行政監査

2 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適正に行われているかどうかについて実施するもので、本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施している。

(ただし、令和元年度は地方自治法の改正に対応するため未実施。)

3 監査対象事務

県に事務局を置く任意団体の事務の状況

4 監査対象事務の選定理由

県庁等の各課・各機関には、県の業務と密接な関係を持った任意団体が事務局を置いており、その中には、県職員が業務を行い、さらには県からの支出を受けている任意団体が多数ある。

任意団体については、法人格がなく第三者に対する責任関係が不明確となりやすいこと、公益法人のように一般的に団体を律する法令がなく、自律的な意思決定手続を定めないとあいまいになりやすいこと、ルールが不明確なまま個人情報や機微な情報を扱うことは一般的に好ましくないこと、等の問題点がある。

任意団体の業務に対し、県職員が関与する場合は、本来の業務である公務と区分され、公務に支障がない状況で行われなくてはならず、また、任意団体の予算に県から支出される公金が含まれているのであれば、当然に適正な事務処理が行われなくてはならないと考えられる。

そこで、このような任意団体に対する適正な関与を図り、今後の事務改善に資することとした。

5 監査の着眼点

(1) 任意団体の業務に対する県職員の関与・指導の状況

ア 県職員が業務に関与する根拠（契約、協定及び規約等または県としての意思判断等）

イ 県職員が業務に従事する場合の手続（委嘱状交付及び職務命令等の有無）

ウ 県業務と任意団体業務との区分及び県業務への影響（業務時間と業務区分の有無）

エ 行政財産使用許可（使用許可手続、使用料等）

オ 任意団体に対する県有物品の貸付け（貸付手続、貸付料等）

カ 補助金等県費支出の事務処理（支出根拠、要綱、契約、支出状況、実績報告及び確認検査等）

キ 任意団体に対する指導・監査（実施状況等）

ク 任意団体の今後の必要性についての検討（検討状況及び展望・課題の認識等）

(2) 任意団体の運営状況

- ア 任意団体の設立目的と活動内容（一致性の確認及び目的外活動の有無等）
- イ 諸規程の整備、運用（整備状況、規程順守の状況等）
- ウ 総会、役員会等の運営（開催状況及び規程等の順守状況）
- エ 事務事業の執行体制（内部統制状況、規程等の順守状況及び事業執行状況等）
- オ 経理・会計手続（予算、決算等の状況及び規程等の順守状況等）
- カ 県事業と任意団体事業の区別の状況（監査の過程で必要となった新たな観点）
- キ 監事等による監査、自主的チェック等（実施状況等）

6 実施期間

令和2年9月16日から令和3年1月13日

7 監査対象機関

知事部局の全ての機関（153機関）

8 実施方法

- (1) 事前調査として、調査対象機関に調査票の提出を求め、以下の条件のいずれにも該当する任意団体の有無と、該当する任意団体がある場合の概要等について確認した。
 - ア 県の庁舎内に事務局を設置する任意団体
 - イ 法人格のない団体（法令等又はその委任等による下位規程に設置根拠が定められた団体を除く。）
 - ウ 県職員が役員に就任するか、当該団体の業務を行っている任意団体（サークル活動、親睦を目的とする団体等を除く。）
- (2) 事前調査の結果に基づき、県からの収入額、県職員の従事時間により28団体を選出し、そのうち事務局が設置されている25機関を対象機関として、監査資料の提出を求めた。
- (3) 実地監査及び書面監査は次のとおり実施した。
 - ア 実地監査：14機関（14団体）
 - イ 書面監査：11機関（14団体）

9 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 きり ばやし まさ ひこ
 桐 林 正 彦

監査委員 やま ね とも ひろ
 山 根 朋 洋

監査委員 な ら い めぐみ
 奈 良 井 恵

監査委員 ひろ たに なお き
 広 谷 直 樹

第2 監査対象団体の概要

県に事務局を置く任意団体について、知事部局全ての機関を対象に事前調査を行い、その概要を把握した。そのうち、県からの収入額及び県職員の業務時間の状況を踏まえ、監査実施対象とする任意団体及び機関を選定した。

[事前調査結果] 県に事務局を置く任意団体（以下「団体」という。）の概要

1 団体の概要等

(1) 部局別団体数

事前調査では、65 機関に 98 の団体が事務局を設置していた。

部局別では、地域づくり推進部（9 機関に 23 団体）、農林水産部（13 機関に 20 団体）が多い。本庁の課では、地域交通政策課（8 団体）、スポーツ課（5 団体）、県産材・林産振興課（4 団体）に多くの団体事務局が設置されていた。

本庁と地方機関別では、本庁の 34 機関に 59 団体、31 の地方機関に 39 団体と本庁に事務局を設置している団体が多かった。

地方機関では、西部総合事務所（7 団体）、中部総合事務所（6 団体）に多く事務局があり、また農林水産部の 6 機関には 7 団体が設置されていた。

なお、設置根拠のない又は不明な団体が 17 団体あった。

表1 部局別団体数

部局	任意団体設置機関数			任意団体数		
	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関
令和新時代創造本部	2	2		3	3	
交流人口拡大本部	4	2	2	5	2	3
危機管理局	1	1		2	2	
総務部	6	3	3	7	3	4
地域づくり推進部	9	6	3	23	19	4
福祉保健部	7	3	4	7	3	4
子育て・人財局	2	1	1	2	1	1
生活環境部	5	3	2	7	5	2
商工労働部	1	1		1	1	
農林水産部	13	7	6	20	13	7
県土整備部	6	5	1	8	7	1
中部総合事務所	4		4	6		6
西部総合事務所	5		5	7		7
会計管理局						
知事部局計	65	34	31	98	59	39

(2) 団体の目的や活動の内容別の状況

団体が設立された目的や、その活動状況により分類（1 団体で複数該当するものがあるため、合計数は団体数 98 とは合致しない。）をすると、県が全国的な施策の推進（新幹線、北方領土返還、高速道路、ワールドマスターズゲームズなど）をするために設立されている団体が 6 団体、全国的な組織の下部的組織が 4 団体、

大規模なイベント（オリンピック・パラリンピック関係、手話パフォーマンス甲子園など）に関連する団体が4団体あった。その他、県の施策を推進するための団体が87団体、関係する技術職員などの技術力向上や研究能力向上を図るものが13団体、施設等の後援会・同窓会等が6団体、会員の親睦を図るもの2団体、県が関係する団体を支援するため関与している団体が2団体あった。

また、県内の市町村や民間団体などとの連携を図ることを目的とした団体が71団体あった。

表2 団体の設立の目的や活動の状況別の状況

設立・活動の目的や内容		団体数
全国的な施策の推進		6
全国組織の下部団体		4
大規模なイベントの実施		4
県内市町村や他の団体等との連携		71
県の施策の推進	観光・県の情報発信	13
	防災等	2
	福祉・保健関係	8
	スポーツ・文化等	11
	地域振興	7
	環境・公衆衛生等	6
	農林水産業の振興	20
	建設・土木関係	10
その他	10	
関係者の技術・能力の向上		13
施設等の後援会・同窓会等		6
会員の親睦促進		2
関係する団体への支援		2

この外、今回の行政監査の対象とはしていない法定団体（法律に基づき設置されている団体）が3団体あった。また、報告はされたが、実態を調査したところ、主として親睦を目的とした団体であったものが1団体、各機関内での会議などであるものが4団体、任意団体であったが今年度解散したものが2団体あった。

表2-2 今回の調査の対象外とした団体

任意団体の設置根拠や目的	団体数
法律に基づき設置されている団体	3
主として親睦を目的とした団体	1
県の機関内の施策を行うため会議	4
今年度で解散(任意団体ではあったが対象外)	2

(3) 設立後経過年数

報告のあった 98 団体の設立後経過年数をみると、20 年未満が 49 団体と半数を占めていた。

また、50 年以上経過した団体も 18 団体あり、最も古く設立された団体は 1903 年に設立された東京鳥取県人会であった。

表3 設立後経過年数別団体数

部局	団体数	0～9年	10～19年	20～29年	30～39年	40～49年	50年～	不明
令和新時代創造本部	3			1			2	
交流人口拡大本部	5	3		1			1	
危機管理局	2		1	1				
総務部	7	1	1	1		2	1	1
地域づくり推進部	23	11	6	3	1		2	
福祉保健部	7	1	1			1	4	
子育て・人財局	2						1	1
生活環境部	7	3	1		1		2	
商工労働部	1	1						
農林水産部	20	9	3	2	3	2	1	
県土整備部	8	1		2	3	2		
中部総合事務所	6	1		2			2	1
西部総合事務所	7	1	4				2	
知事部局計	98	32	17	13	8	7	18	3

2 団体への県職員の関与の状況

(1) 役員と県職員の就任状況

役員数は、全体で 786 人、1 団体当たりの平均は 8.0 人であった。最も多かった団体では 55 人の役員がおり、29 団体で 10 人以上の役員がいた。また 10 団体では役員数がゼロであった。

このうち、56 団体に県職員が役員として位置付けられており、人数は全体で 126 人であった。役員として位置付けられている 1 団体当たりの平均人数は 2.3 人であった。

部局別では、福祉保健部、農林水産部、地域づくり推進部などで多数の職員が役員として位置付けられていた。

県職員が役員の人数別の団体数では、1 人が 29 団体、2 人が 10 団体などとなっていた。

表4 役員数と県職員の役員就任状況

区分	団体数 a	役員総数 b	1団体平均役員数 b/a	うち県職員が役員として位置付けられていた団体					県職員のいない団体				
				団体数 c	県職員数 d	1団体平均 d-c	人数別						
							1人	2人		3人	4人	5人以上	
団体	人	人	団体	人	人	団体	団体	団体	団体	団体	団体		
令和新時代創造本部	3	21	7.0	1	1	1.0	1						2
交流人口拡大本部	5	76	15.2	3	6	2.0	2				1		2
危機管理局	2	31	15.5	1	1	1.0	1						1

総務部	7	67	9.6	5	15	3.0	1		2	2		2
地域づくり推進部	23	168	7.3	13	22	1.7	8	2	2	1		10
福祉保健部	7	101	14.4	4	27	6.8				1	3	3
子育て・人財局	2	23	11.5	1	5	5.0					1	1
生活環境部	7	60	8.6	4	12	3.0	1	2			1	3
商工労働部	1	1	1.0	1	1	1.0	1					
農林水産部	20	116	5.8	12	22	1.8	6	3	2	1		8
県土整備部	8	48	6.0	3	5	1.7	1	2				5
中部総合事務所	6	34	5.7	4	5	1.3	3	1				2
西部総合事務所	7	40	5.7	4	4	1.0	4					3
知事部局計	98	786	8.0	56	126	2.3	29	10	6	6	5	42

(2) 事務局職員と県職員の業務従事状況

事務局員数は、全体で 339 人、1 団体当たりの平均は 3.5 人であった。最も多い団体は 17 人で、10 人以上が 5 団体あった。また、4 団体で事務局員数がゼロであった。

このうち、県職員が事務局員として業務に従事しているのは、92 団体で、総数は 277 人であった。県職員が事務局員として従事している団体の県職員の平均人数は 3.0 人であった。

部局別では、地域づくり推進部（68 人）、農林水産部（41 人）、西部総合事務所と総務部（28 人）、県土整備部（25 人）などであった。

1 団体当たりで 5 人以上の職員が従事しているのは 13 団体で、最も従事者の多い団体では 11 人が従事していた。一方、5 団体では県職員の従事者がいなかった。

表5 事務局員数と県職員の従事状況

区分	団体数 a	事務局員総数 b	1団体平均事務局員数 b/a	うち県職員従事団体							就任の団体数 e	
				団体数 c	県職員数 d	1団体平均 d-c	就任人数別					
							1人 f	2人 g	3人 h	4人 i		5人以上 j
令和新時代創造本部	3	10	3.3	2	6	3.0			2			1
交流人口拡大本部	5	22	4.4	5	19	3.8		1		3	1	
危機管理局	2	7	3.5	2	7	3.5			1	1		
総務部	7	28	4.0	7	28	4.0	1	1	2	1	2	
地域づくり推進部	23	78	3.4	21	68	3.2	4	3	7	2	5	2
福祉保健部	7	17	2.4	6	17	2.8	1	1	2	2		1
子育て・人財局	2	4	2.0	1	1	1.0	1					1
生活環境部	7	32	4.6	7	22	3.1	3	1	2		1	
商工労働部	1	9	9.0	1	2	2.0		1				
農林水産部	20	46	2.3	20	41	2.1	9	6	3	1	1	
県土整備部	8	37	4.6	7	25	3.6	1		2	2	2	(1)※
中部総合事務所	6	14	2.3	6	13	2.2	2	1	3			
西部総合事務所	7	35	5.0	7	28	4.0		1	4	1	1	
知事部局計	98	339	3.5	92	277	3.0	22	16	28	13	13	5(1)

※県土整備部に事務局員数が定められていない団体が 1 団体ある。

(3) 県職員の年間団体業務従事時間

県職員の年間団体業務従事時間数の分布は表6のとおりであった。11時間から30時間が18団体と最も多く、次いで、31時間から50時間と51時間から100時間が16団体であった。この結果、1時間から100時間で全体の56%であった。

年間1,000時間を超える業務従事時間の団体も全体の13%の13団体あり、6,422時間が1団体、5,000時間が1団体、2,001時間から4,000時間が5団体あった。一方で、団体としては報告されていたが、昨年度1年間に業務に全く従事していない団体が3団体あった。

部局別の分布をみると、地域づくり推進部は65%の15団体が51時間以上であった。一方、農林水産部では、65%の13団体が30時間以下であることが特徴的であった。

表6 業務時間別団体数

区分	団体数	0	1	11	31	51	101	201	501	1001
		時間 (団体)	～ 10 時間 (団体)	～ 30 時間 (団体)	～ 50 時間 (団体)	～ 100 時間 (団体)	～ 200 時間 (団体)	～ 500 時間 (団体)	～ 1000 時間 (団体)	～ 時間 (団体)
令和新時代創造本部	3	1		1			1			
交流人口拡大本部	5							3		2
危機管理局	2				2					
総務部	7	1		2	2	1	1			
地域づくり推進部	23			4	4	4	5	1	1	4
福祉保健部	7			1		2	1	2		1
子育て人財局	2				1		1			
生活環境部	7	1			2	1			1	2
商工労働部	1						1			
農林水産部	20		5	8		4	2	1		
県土整備部	8			1	1	2	3			1
中部総合事務所	6			1	2	1		2		
西部総合事務所	7				2	1		1		3
知事部局計	98	3	5	18	16	16	15	10	2	13

(注)事前調査では、年間、月間、週間、1日の中で各団体が把握している期間に基づき報告を受け、これらを年間ベースに再集計した。なお、再集計に当たっては1年間を12月、52週、213日として計算している。

(4) 行政財産の使用・物品貸付の状況

事前調査での報告によると行政財産の目的外使用の許可を受けていた団体は9団体で、全体の9%であった。

また、県有物品の貸付を受けていた団体は4団体であった。

行政財産の目的外使用許可と県有物品貸付の両方を受けていたのは2団体であった。

表7 行政財産の使用・物品貸付の状況

区分	団体数	行政財産 使用許可 のみ	県有物品 貸付のみ	両方あり
	(団体)	(団体)	(団体)	(団体)
令和新時代創造本部	3	1	1	1
交流人口拡大本部	5	1		
危機管理局	2			
総務部	7			
地域づくり推進部	23		1	
福祉保健部	7	1		
子育て・人財局	2	1		
生活環境部	7	2	1	1
商工労働部	1	1		
農林水産部	20			
県土整備部	8	2		
中部総合事務所	6		1	
西部総合事務所	7			
知事部局計	98	9	4	2

3 団体の収支状況及び県費の支出状況

(1) 団体の収支状況

報告のあった団体のうち収入のある団体は70団体で、平均収入額は9,154,086円であった。支出のある団体は69団体で、平均支出額は7,365,791円であった。繰越のある団体は57団体で、平均繰越額は2,339,643円であった。

表8 団体の収支状況

区分	団体数	収入の ある団 体 a	収入総額 b	平均収入額 b/a	支出の ある団 体 c	支出総額 d	平均支出額 d/c
	(団体)	(団体)	(円)	(円)	(団体)	(円)	(円)
令和新時代創造本部	3	2	30,050,017	15,025,009	1	29,675,752	29,675,752
交流人口拡大本部	5	5	82,523,117	16,504,623	5	80,175,231	16,035,046
危機管理局	2	2	2,628,019	1,314,010	2	1,776,299	888,150
総務部	7	2	762,457	381,229	2	708,398	354,199
地域づくり推進部	23	17	53,240,873	3,131,816	17	30,461,631	1,791,861
福祉保健部	7	7	58,676,181	8,382,312	7	51,849,043	7,407,006
子育て・人財局	2	2	10,813,897	5,406,949	2	10,436,870	5,218,435
生活環境部	7	5	50,699,375	10,139,875	5	48,785,249	9,757,050
商工労働部	1	1	98,298,311	98,298,311	1	98,298,311	98,298,311
農林水産部	20	11	179,282,879	16,298,444	11	90,963,378	8,269,398
県土整備部	8	7	14,977,294	2,139,613	7	10,528,027	1,504,004
中部総合事務所	6	3	1,989,869	663,290	3	1,605,971	535,324
西部総合事務所	7	6	56,843,765	9,473,961	6	52,975,442	8,829,240
知事部局計	98	70	640,786,054	9,154,086	69	508,239,602	7,365,791

表9 繰越の状況

区 分	繰越 のある 団 体 e (団体)	繰越総額 f (円)	平 均 繰越額 f/e (円)	繰越額の収入額に占める割合				
				～ 24%	25% ～ 49%	50% ～ 74%	75% ～	100%
				(団体)	(団体)	(団体)	(団体)	(団体)
令和新時代創造本部	2	1,187,496	593,748					2
交流人口拡大本部	3	2,347,886	782,629	2	1			
危機管理局	2	851,720	425,860	1		1		
総務部	1	54,059	54,059		1			
地域づくり推進部	12	22,779,242	1,898,270	5	1	3	3	
福祉保健部	7	6,827,138	975,305	4	2	1		
子育て・人財局	2	377,027	188,514	2				
生活環境部	3	1,914,126	638,042	2		1		
商工労働部								
農林水産部	11	88,319,501	8,029,046	1	4	3	2	1
県土整備部	5	4,449,267	889,853	2		1	1	1
中部総合事務所	3	383,898	127,966	2	1			
西部総合事務所	6	3,868,323	644,721	5			1	
知事部局計	57	133,359,683	2,339,643	26	10	10	7	4

(2) 県費の受入状況

収入のある団体 70 団体のうち、県からの支出を受け入れている団体は 38 団体であった。受入団体の割合の高い部局は、商工労働部（100%）、地域づくり推進部（82.4%）、県土整備部（71.4%）、西部総合事務所（66.7%）であった。

受入総額は 262,533,453 円で、収入総額の 41.0%であった。1 団体当たりの平均受入額は 6,908,775 円であった。

収入に占める県支出額が 50%以上の部局は、商工労働部（100%）、令和新時代創造本部（87.0%）、子育て・人財局（81.0%）、総務部（61.9%）、生活環境部（53.7%）であった。

県費を受け入れた 38 団体をその団体の収入全体に占める割合でみると、収入の 3 分の 1 以上・3 分の 2 未満が 18 団体で最も多く、次いで 3 分の 1 未満 11 団体、3 分の 2 以上 7 団体で、収入が全て県費の団体は 2 団体であった。

県費の受け入を補助金、負担金、委託料で区分すると、補助金を受け入れた団体は 14 団体で、1 団体当たりの平均額は 3,493,175 円であった。最も大きい金額は 26,157,924 円であった。負担金は 23 団体が受け入れており 1 団体当たりの平均額は 4,635,315 円であった。1 千万円を超える負担金を受け入れている団体は 4 団体で、最も大きい金額は 22,467,792 円であった。委託料は 5 団体であり 1 団体当たりの平均額は 21,243,116 円で、最も大きい金額は 98,298,311 円であった。

また、県費以外の収入がある団体は 68 団体で、1 団体当たりの平均額は 5,562,538 円であった。このうち、会費収入などの自己財源のある団体が 52 団体で、1 団体当たりの平均額は 2,160,180 円、繰越金や国・他自治体等からのその他収入のある団体も 51 団体で、1 団体当たりの平均額は 5,214,181 円であった。

表 10 県費の受入状況

区分	団体数 (団体)	収入のある団体 a (団体)	収入総額 b (円)	県費を受入した団体				自己財源・その他収入のある団体	
				団体数 c (団体)	受入割合 c/a (%)	受入額 d (円)	収入に占める割合 d/b (%)	団体数 (団体)	金額 (円)
令和新時代創造本部	3	2	30,050,017	1	50.0	26,157,924	87.0	2	3,892,093
交流人口拡大本部	5	5	82,523,117	3	60.0	28,547,205	34.6	5	53,975,912
危機管理局	2	2	2,628,019					2	2,628,019
総務部	7	2	762,457	2	100	471,741	61.9	2	290,716
地域づくり推進部	23	17	53,240,873	14	82.4	24,618,263	46.2	17	28,622,610
福祉保健部	7	7	58,676,181	2	28.6	15,896,069	27.1	7	42,780,112
子育て・人財局	2	2	10,813,897	1	50.0	8,760,000	81.0	2	2,053,897
生活環境部	7	5	50,699,375	3	60.0	27,225,446	53.7	4	23,473,929
商工労働部	1	1	98,298,311	1	100	98,298,311	100		
農林水産部	20	11	179,282,879	2	18.2	2,047,450	1.1	11	177,235,429
県土整備部	8	7	14,977,294	5	71.4	3,780,345	25.2	7	11,196,949
中部総合事務所	6	3	1,989,869					3	1,989,869
西部総合事務所	7	6	56,843,765	4	66.7	26,730,699	47.0	6	30,113,066
知事部局計 (平均額)	98	70	640,786,054 (9,154,086)	38	54.3	262,533,453 (6,908,775)	41.0	68	378,252,601 (5,562,538)

表 11 県からの収入が収入全体に占める割合別団体数

区分	収入のある団体数	県からの収入なし	1/3 未満	1/3~ 2/3 未満	2/3 以上	100%
	(団体)	(団体)	(団体)	(団体)	(団体)	(団体)
令和新時代創造本部	2	1			1	
交流人口拡大本部	5	2		3		
危機管理局	2	2				
総務部	2			2		
地域づくり推進部	17	3	6	6	2	
福祉保健部	7	5	1	1		
子育て・人財局	2	1			1	
生活環境部	5	2		1	1	1
商工労働部	1					1
農林水産部	11	9	1		1	
県土整備部	7	2	2	3		
中部総合事務所	3	3				
西部総合事務所	6	2	1	2	1	
知事部局計	70	32	11	18	7	2

表 12 補助金、負担金、委託料による県費受入の状況

区 分	団体 数 (団体)	県費 受入 団体 (団体)	補助金		負担金		委託料	
			団体 数 (団体)	金額計 (円)	団体 数 (団体)	金額計 (円)	団体 数 (団体)	金額計 (円)
			令和新時代創造本部	3	1	1	26,157,924	
交流人口拡大本部	5	3	1	1,902,888	3	26,355,565		
危機管理局	2							
総務部	7	2	2	471,741				
地域づくり推進部	23	14	5	2,984,276	8	17,254,771	1	3,866,833
福祉保健部	7	2			2	14,530,034	1	1,366,035
子育て・人財局	2	1	1	8,027,000			1	733,000
生活環境部	7	3	1	6,187,566	2	19,086,449	1	1,951,400
商工労働部	1	1					1	98,298,311
農林水産部	20	2	1	1,410,150	1	637,300		
県土整備部	8	5			5	3,780,345		
中部総合事務所	6							
西部総合事務所	7	4	2	1,762,907	2	24,967,792		
知事部局計 (平均額)	98	38	14	48,904,452 (3,493,175)	23	106,612,256 (4,635,315)	5	106,215,579 (21,243,116)

(注)複数の区分の支出を受けている団体があるため、各支出内容別の団体数の合計は県費受入団体の計とは一致しない。

4 諸規程制定状況

会則や規約が整備されているのは90団体であった。整備されていない8団体のうち4団体は、会計規程、決裁規程、その他規程のいずれも整備されていなかった。会計規程は16団体で整備されている。55団体では何らかの収支が計上されているが、会計規程が整備されていない状況であった。決裁規程は15団体であった。

監事制度は65団体で設けられていた。

総会が開催されているのは78団体、役員会が開催されているのは46団体であった。

表 13 諸規程制定、監事制度、会議等の状況

区 分	団体 数 (団体)	諸規程制定状況				監事 制度 (団体)	会議等	
		会則・ 規約 (団体)	会計 規程 (団体)	決裁 規程 (団体)	その他 (団体)		総会 (団体)	役員会 (団体)
		令和新時代創造本部	3	3	1		1	1
交流人口拡大本部	5	5	1	1	2	5	4	2
危機管理局	2	2				2	2	2
総務部	7	5			1	1	2	4
地域づくり推進部	23	22			3	15	21	11
福祉保健部	7	7	2	2	1	7	7	6
子育て・人財局	2	2	1	1	2	2	2	2
生活環境部	7	6	2	3	3	4	5	2
商工労働部	1	1	1	1	1	1	1	
農林水産部	20	16	5	4	7	9	14	6
県土整備部	8	8	1		1	7	8	3
中部総合事務所	6	6			1	3	4	3
西部総合事務所	7	7	2	2		6	6	5
知事部局計	98	90	16	15	23	65	78	46

表 14

県に事務局を置く任意団体一覧

部局名	課名	任意団体名	設立年	県の関与状況					任意団体の状況										
				県職員 の人数	年間業 務従事 時間	県費支出額	行政 財産 の使用	県有 物品 の使用	収入支出の有無			規程制定状況				監事 制度	総会等開催状況		
									収入	支出	繰越	会則・ 規約	会計 規則	決議 規程	その他		総会	役員会	
令和新时代 創造本部	総合統括課	中国嶺南新幹線建設促進鳥取 県期成同盟会	1994	0	0						○	○				○			
		山陰新幹線建設促進期成同盟 会	1970	3	20				○		○	○	○			○	○		
	広報課	鳥取県広報連絡協議会	1957	4	130	26,157,924	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
交流人口拡 大本部	東京本部	東京鳥取県人会	1903	5	450				○	○	○	○				○	○	○	
		鳥取県・岡山県共同アンテナ ショップ運営協議会	2015	8	6,422	16,827,292				○	○		○			○	○	○	
	関西本部	関西鳥取県人会	2000	4	320		○		○	○	○	○	○	○		○		○	
	国際観光誘客課	国際定期便利用促進協議会	2016	5	1,200	9,419,913				○	○		○			○	○		
	まんが王国官房	まんが王国とっとり満喫周遊バ ス実行委員会	2018	3	252	2,500,000				○	○	○	○			○	○		
危機管理局	消防防災課	鳥取県水難救済会	2000	4	50						○	○	○			○	○	○	
		鳥取県女性防火・防災連絡協 議会	2006	4	50							○	○	○			○	○	○
総務部	税務課	鳥取県地方税滞納整理機構	2010	14	160								○		○			○	
	職員支援課	県庁運しんしん実行委員会	不明	3	0	345,741				○	○							○	
	人権・同和对策課	鳥取県同和对策協議会	1945	4	100	126,000				○	○	○	○			○	○		
	東部県税事務所	東部税務協議会	1973	4	45								○						○
		中部県税事務所	中部地区地方税務職員協 議会	1974	6	20								○					
			中部地区家屋評価共同実 施	2019	5	24													
	西部県税事務所	西部地区地方税務職員協 議会	1994	7	46								○						○
地域づくり推 進部	市町村課	北方領土返還要求運動鳥取 県民会議	1983	6	200	198,256				○	○		○			○	○	○	
		鳥取県「北方領土問題」教育者 会議	2005	7	40					○	○		○				○	○	○
	スポーツ課	鳥取県体育施設協会	1965	2	170					○	○	○	○				○	○	○
		鳥取県東京オリ・パラキャン プ誘致推進委員会	2015	6	2,551	5,000,000				○	○	○	○			○	○	○	○
		鳥取方式の芝生化全国サポ ートネットワーク	2010	2	100	854,625				○	○	○	○				○	○	○
		鳥取県スポーツ推進委員協 議会	1980	4	1,170	190,000				○	○	○	○				○	○	○
		東京2020オリンピック聖火リ レー鳥取県実行委員会	2018	6	2,050	4,979,942				○	○	○	○			○	○	○	○
	関西ワールドマスターズ ゲームズ推進課	ワールドマスターズゲームズ 2021関西鳥取県実行委員会	2018	5	3,351	5,640,000				○	○	○	○			○	○	○	
	中山間地域政策課	鳥取県空き家対策協議会	2012	1	150								○						○
	地域交通政策課	兵庫県但馬・鳥取県東部地域 の交通・観光連携協議会	兵庫県但馬・鳥取県東部地域 の交通・観光連携協議会	2010	5	20					○	○	○	○			○	○	○
			みんなが乗りたくなる公共交 通利用促進協議会	2018	4	30								○				○	○
		鳥取県東部地域公共交通活 性化協議会	2016	3	40								○				○	○	○
		鳥取県中部地域公共交通協 議会	2017	3	100	967,987				○	○		○				○	○	○
		鳥取県西部地域公共交通活 性化協議会	2015	3	150	745,996				○	○		○				○	○	○
		智頭鉄道運営助成基金協 議会	1996	3	30								○				○	○	○
		智頭線利用促進協 議会	1995	2	50	40,000					○	○	○	○			○	○	○
	鳥取県東部地域鉄道利用促 進実行委員会	2011	3	100	1,750,000				○	○	○	○				○	○	○	
とっとり弥生の王国推 進課	山陰史跡整備ネットワーク 会議	2000	3	24														○	
東部地域振興事務所	青谷上寺地遺跡史跡保存活 用協議会	2010	4	280	3,866,833		○		○	○	○	○				○	○	○	
	八頭郡活性化戦略会議	2009	5	560	161,851				○	○	○	○				○	○	○	
	因幡国古代山陰道発掘調査 委員会	2020	1	32								○							
	兼木晩田遺跡活用実行委 員会	2005	7	200	200,000				○	○	○	○				○	○	○	
	とっりの文化遺産魅力発掘 プロジェクト実行委員会	2013	5	80	24,771				○	○		○				○	○	○	
福祉保健部	福祉保健課	東部地区民生児童委員協 議会	1961	3	360				○	○	○	○				○	○	○	
	障がい福祉課	手話パフォーマンス甲子園 実行委員会	2015	11	3,900	12,130,034				○	○	○	○	○		○	○	○	
	医療政策課	鳥取県臨床研修指定病院協 議会	2007	4	242	3,766,035				○	○	○	○			○	○	○	
	皆成学園	鳥取県立皆成学園後援会	1969	12	16				○	○	○	○	○	○		○	○	○	
	精神保健福祉センター	鳥取県精神保健福祉協 議会	1970	5	180					○	○	○	○			○	○	○	
	鳥取看護専門学校	鳥取県立鳥取看護専門学 校後援会	1956	3	72					○	○	○	○			○	○	○	
倉吉総合看護専門学校	鳥取県立倉吉総合看護專 門学校後援会	1980	6	80		○		○	○	○	○				○	○	○		
子育て・人 財局	子育て王国課	青少年育成鳥取県民議 会	1966	1	120	8,760,000	○		○	○	○	○			○	○	○		
	喜多原学園	鳥取県立喜多原学園後 援会	不明	5	36				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

部局名	課名	任意団体名	設立年	県の関与状況					任意団体の状況									
				県職員 の人数	年間業 務従事 時間	県費支出額	行政 財産 の使用	県有 物品 の使用	収入支出の有無			規程制定状況				監事 制度	総会等開催状況	
									収入	支出	繰越	会則・ 規約	会計 規則	決裁 規程	その他		総会	役員会
生活環境部	低炭素社会推進課	鳥取県水素エネルギー推進協議会	2019	2	600	6,451,400			○	○	○	○	○	○			○	
		鳥取県表層型メタンハイドレード研究会	2018	1	50													
		鳥取県新エネルギー活用研究会	2010	1	0						○							
	緑豊かな自然課	鳥取砂丘未来会議	2018	12	2,871	14,586,449			○	○		○	○	○		○	○	
	くらしの安心推進課	鳥取県交通対策協議会	1984	5	1,165	6,187,597	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	消費生活センター	鳥取県金融広報委員会	1950	5	100				○	○	○	○				○	○	
食肉衛生検査所	鳥取県公衆衛生獣医師協議会	1985	8	50						○	○				○	○	○	
	鳥取県公衆衛生獣医師協議会	1985	8	50											○	○	○	
商工労働部	雇用政策課	鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会	2017	3	123	98,298,311	○		○	○		○	○	○	○	○	○	
農林水産部	農業大学校	鳥取県立農業大学校保護者会	1984	3	20				○	○	○	○				○	○	
		鳥取県立農業大学校修農会	1989	3	15				○	○	○	○				○	○	
		鳥取県立農業大学校修農会	1989	3	15				○	○	○	○				○	○	
	農地・水保全課	鳥取県国土調査推進協議会	1973	5	80					○	○	○	○	○	○	○	○	○
		鳥取県国土調査推進協議会	1973	5	80					○	○	○	○	○	○	○	○	○
	とっとり農業戦略課	鳥取県農業再生協議会	2004	8	141	1,410,150			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	畜産課	鳥取県畜産人工受精師協会	1998	1	20					○	○	○	○	○		○	○	○
		鳥取県養鶏協会	1978	1	12					○	○	○	○	○		○	○	○
	林政企画課	鳥取県林業災害防止連絡協議会	2016	3	384							○					○	
		鳥取県林業災害防止連絡協議会	2016	3	384							○					○	
	果産材・林産振興課	竹林整備と竹材利用に関する鳥取県連絡協議会	2012	5	30							○					○	○
		鳥取県原木しいたけブランド化促進協議会	2014	3	30							○					○	
		木づかいの国とっとりを実現する会	2016	3	146	637,300			○	○	○	○				○	○	
		林業専用道(規格相当)設計・技術検討会	2020	1	96											○		
	森林づくり推進課	鳥取県ナラ枯れ被害対策協議会	2007	2	6											○		
		鳥取県ナラ枯れ被害対策協議会	2007	2	6											○		
	水産課	鳥取県魚食普及推進協議会	2017	1	20							○						○
		水辺の環境保全協議会	2017	4	8							○						○
		鳥取県指導漁業士認定委員会	2005	3	100											○		
	農業試験場	再生紙マルチ農業利用研究会	2011	4	8					○	○					○		
園芸試験場	鳥取県病害虫講話会	1981	6	24					○	○	○	○	○		○	○	○	
倉吉家畜保健衛生所	鶏病研究会	1985	3	52					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
西部家畜保健衛生所	西部家畜商業組合	1991	1	8					○	○	○	○	○			○		
境港水産事務所	さかいみなと漁港・市場活性化協議会	2011	3	10							○							
県土整備部	県土総務課	鳥取県用地対策連絡会	1973	7	110				○	○	○	○				○	○	○
	技術企画課	鳥取県土木防災・砂防ボランティア協会	2012	4	40			○		○	○	○	○			○	○	○
		道路整備促進期成同盟会鳥取県地方協議会	1981	3	120	200,000				○	○	○	○			○	○	○
	道路企画課	鳥取県道路利用者会議	1980	3	120	245,800				○	○	○	○			○	○	○
		中国横断自動車道姫路鳥取線建設促進期成同盟会	1982	6	60	10,000				○	○	○	○			○	○	○
	河川課	千代川流域会議	1997	4	72	300,000				○	○		○			○	○	
	空港港湾課	鳥取港振興会	1984	3	1,650	3,024,745	○		○	○	○	○			○	○	○	
	鳥取県土整備事務所	建設発生土対策協議会	1999	未定	18							○					○	
中部総合事務所	地域振興局	東伯郡同和対策協議会	1984	4	40				○	○	○	○				○	○	○
		鳥取県中部ウォーキングリゾート推進協議会	2013	1	240							○					○	
	福祉保健局	鳥取県保健所長会	不明	3	24							○						
		中部民生児童委員協議会	1961	4	400					○	○	○	○		○	○	○	○
農林局	天神川流域林業活性化センター	1992	2	40					○	○	○	○			○	○	○	
県土整備局	中部地区建設発生土対策協議会	1999	4	80							○							
西部総合事務所	地域振興局	鳥取県西部地区同和対策協議会	1953	4	50					○	○	○	○			○	○	○
		大山山麓・日野川流域観光推進協議会	2003	11	5,000	22,467,792				○	○	○	○	○		○	○	○
	福祉保健局	西部民生児童委員協議会	1961	4	270					○	○	○	○			○	○	○
	西部農林局	食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会	2014	4	74	2,500,000				○	○	○	○			○	○	○
	米子県土整備局	鳥取県西部地区建設発生土対策協議会	2006	2	40							○						
		日野郡広域交流促進協議会	2007	3	1,500	1,050,000				○	○	○	○			○	○	○
日野振興センター	日野川の源流と流域を守る会	2002	4	1,350	712,907				○	○	○	○			○	○	○	
計				403	43,260	262,533,453	9	4	70	68	57	90	16	15	23	65	76	46

部局名	課・機関名	任意団体名	全国的推進	全国的組織下部組織	大型イベント関連	他団体との連携	県施策推進										関係者の能力向上	後援会、同窓会	親睦等	関係団体支援
							観光情報発信	防災等	福祉保険	スポーツ・文化等	地域振興	環境衛生	農林水産	建設土木	その他					
生活環境部	低炭素社会推進課	鳥取県水素エネルギー推進協議会				○					○									
		鳥取県炭素型メタンハイドレート研究会				○					○									
		鳥取県新エネルギー活用研究会				○					○									
	緑豊かな自然課	鳥取砂丘未来会議				○	○				○									
	くらしの安心推進課	鳥取県交通対策協議会		○		○								○						
	消費生活センター	鳥取県金融広報委員会		○		○								○						
	食肉衛生検査所	鳥取県公衆衛生獣医師協議会									○				○					
商工労働部	雇用政策課	鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会												○						
農林水産部	農業大学校	鳥取県立農業大学校保護者会																○		
		鳥取県立農業大学校修農会(同窓会)																○		
	農地・水保全課	鳥取県国土調査推進協議会										○								
	とっとり農業戦略課	鳥取県農業再生協議会				○						○								
	畜産課	鳥取県家畜人工授精師協会														○				
		鳥取県養鶏協会				○						○								
	林政企画課	鳥取県林業災害防止連絡協議会									○									
	県産材・林産振興課	竹林整備と竹材利用に関する鳥取県連絡協議会				○						○								
		鳥取県原木しいたけブランド化促進協議会				○						○								
		木づかいの国ととつりを実現する会				○						○								
		林業専用道(規格相当)設計・技術検討会										○								
	森林づくり推進課	鳥取県ナラ枯れ被害対策協議会									○									
	水産課	鳥取県魚食普及推進協議会				○						○								
		水辺の環境保全協議会				○						○								
		鳥取県指導漁業士認定委員会										○								
	農業試験場	再生紙マルチ農業利用研究会									○									
	園芸試験場	鳥取県病害虫談話会									○				○			○		
倉吉家畜保健衛生所	鶏病研究会(鶏病研究会鳥取県支部)		○							○				○						
西部家畜保健衛生所	鳥取県病害虫談話会会則による				○					○										
境港水産事務所	さかいみなど漁港・市場活性化協議会				○					○										
県土整備部	県土総務課	鳥取県用地対策連絡会				○							○		○					
	技術企画課	鳥取県土木防災・砂防ボランティア協会											○							
	道路企画課	道路整備促進期成同盟会鳥取県地方協議会													○					
		鳥取県道路利用者会議													○					
	河川課	千代川流域圏会議				○								○						
	空港港湾課	鳥取港振興会				○								○						
鳥取県土整備事務所	建設発生土対策協議会				○								○							
中部総合事務所	地域振興局	東伯郡同和对策協議会				○									○					
		鳥取中部ウォーキングリゾート推進協議会				○				○										
	福祉保健局	鳥取県保健所長会		○		○			○							○				
		中部民生児童委員協議会				○			○							○				
	農林局	天神川流域林業活性化センター				○					○									
県土整備局	中部地区建設発生土対策協議会				○								○							
西部総合事務所	地域振興局	鳥取県西部地区同和对策協議会				○									○					
		大山山麓・日野川流域観光推進協議会				○	○													
	福祉保健局	西部民生児童委員協議会				○			○						○					
	農林局	食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会				○					○									
	米子県土整備局	鳥取県西部地区建設発生土対策協議会				○								○						
	日野振興センター	日野郡広域交流促進協議会				○	○													
日野川の濁流と流域を守る会					○						○									
計		99団体	6	4	4	71	13	2	8	11	7	6	20	10	10	13	6	2	2	

第3 監査結果及び意見

1 監査結果

今回の監査では、県の庁舎内に事務局を設置し、県職員が役員や事務局員として業務を行っている任意団体について、設立目的と県の関与・指導の状況及び任意団体の運営状況に関する調査・聴取を行った。

監査の着眼点に基づき審査を行った結果、平成22年7月9日付鳥取県総務部長通知「職務遂行における公私の区別の徹底等について」(以下「総務部長通知」という。)に定める公益性、地域貢献性、県の施策推進上の必要性により県が任意団体に関与している状況、また、職員の業務内容、運営状況などは概ね適正であると認められ、任意団体の目的・責務について県が関与する必要性について疑義のあるものはなかった。

しかし、業務従事の根拠や事務手続、県費の支出又は受入手続、任意団体における内部統制等で一部改善に向け検討が必要と認められるものが見受けられた。改善に向け検討が必要と認められた事項は、次に記載したとおりであるので、適切に対応されたい。

なお、今回、監査対象とならなかった機関、任意団体についても今後の業務や運営の参考とされたい。

2 総括意見

県の庁舎内に事務局を置き、県職員が役員や事務局員を兼ねていることは、行政の施策と任意団体の目的・意義が密接に関連していること、連絡調整に要する時間が短くてすむことから、他の場所に事務局を設置するよりも効率的に業務を行うことができるというメリットがある。

しかし、県民からは、県と任意団体の違いは分かりにくく、なぜ県職員が特定の任意団体の業務を行っているのかという疑問を持たれる可能性がある。

については、各職員は、公益・地域貢献・県の施策遂行を図ることを目的とした公務又は公務に準ずる業務として、県業務と任意団体の業務の内容や経費などを明確に区分し、責任の所在を明確にするという意識を持ち業務を遂行することで、県民の理解を得るように努められたい。

また、多くの任意団体に対し、県から補助金や負担金などの財政的支援が行われていることから、任意団体においても県と同様に事務手続の適正化、透明性の確保が必要であり、県とともに経費を負担する任意団体の構成員に対しても説明責任が求められる。各機関及び任意団体は、各種規程の整備やチェック体制の確立など、内部統制機能を十分に発揮されるよう努められたい。併せて、県の人材・財源は限られており、任意団体を組織し、活用することについても、最小限の関与で最大の事業効果が得られるよう検討されたい。

さらには、今回監査を行った機関へのアンケートでは、団体の継続の必要性

や県職員の関与の在り方について見直しが必要とする機関はなかった。

しかし、総務部長通知は、「その都度、必要性や妥当性などを確認、点検の上判断すること。」としており、各機関及び任意団体は、設置や活動の在り方及び県の関与について、今後も継続的に検討されたい。

3 着眼点に沿った監査結果及び意見

(1) 任意団体業務に対する県の関与・指導の状況

ア 県職員が業務に関与する根拠

今回、監査を行った機関において、職員が任意団体の業務に従事する根拠を「事務分掌」によるとしているものの、実際には任意団体の事務局員とされている職員のうちで、その機関の事務分掌（事務分担表）に記載されていない職員が多数見受けられた。

さらに、事務分担表への業務の記載が元々ない課長などの所属長や、課の業務を総括する総括課長補佐などが任意団体業務を行っている場合も、各機関が根拠としている事務分掌への記載がされていない例があった。

また、任意団体を所管する業務を行うことで任意団体の業務を行っているとしている機関や、県の本来業務に関して任意団体業務を行う職員の副査であることを任意団体職員であることの根拠と位置付ける機関もあった。

県は総務部長通知により「公務として従事していることを明確に公表又は表示し、県民から疑惑等を抱かれないよう」することとしているが、その方法についての具体的な基準は示されていない。

しかし、任意団体は、県とは別の組織であることから、任意団体の業務を行う職員については、その存在と業務を具体的に示すことが望ましいと考えられる。任意団体の業務に従事する職員については、過不足なく事務分担で具体的に示すなどできるだけ分かりやすい方法での表示を検討されたい。

【別記1のとおり】

イ 県職員が業務に従事する場合の手続

総務部長通知によると、「公務又は公務に準ずる業務は、職務命令に基づき従事できるものとする」とされており、そのためには所属長による判断と手続が必要と考えられるものの具体的な手続は定められていない。

任意団体の役職に県職員が就く場合に、会員の互選、理事会の互選により選出され就任している例があったが、互選による選出は団体が行った意思決定であり、県としての意思決定ではない。そのため、県職員が役職に就くためには団体からの依頼、あるいは選ばれた職員が役職に就くことの伺など、県としての意思決定と必要な手続が行われることが原則と考えられる。

また、団体からの委嘱状や辞令が交付され団体職員となる例もあったが、これについても県としての受諾の意思を決定する手続が必要である。

任意団体の役員等に就任するに当たっては、県として必要な手続を行うことについて検討されたい。

【別記2のとおり】

ウ 県業務と任意団体業務の区分及び県業務への影響

任意団体職員としての業務実績のない職員や業務従事時間の極めて少ない職員が見受けられた。また、任意団体事務局員に任命されているが年間業務従事時間は4時間という職員がいる団体があったが、その事務局員としての役割は、関係する県の機関としての説明を行うことであり、任意団体からの説明の要請に応じることで足りると考えられる。こうした職員を任意団体事務局員とすることについては、検討の必要がある。

任意団体を所管する機関は、任意団体としての業務を行う職員を必要最小限とし、他の県業務への影響を小さくすることを検討されたい。

【別記3のとおり】

今回監査を行った28機関・任意団体から提出された監査資料によると、13機関・任意団体が、県業務と団体業務の区分を「担当する県の業務と団体業務が同じであるため区分できない」とし、区分していないとしていた。

しかし、関西ワールドマスターズゲームズ推進課など6機関のように、正にその業務のみを行っている機関は別とし、ほとんどの機関では、任意団体職員を兼務する職員は団体業務以外の県の業務を行っていることから、**任意団体が県以外の組織であることを踏まえ、県業務との区別を明確にするよう努められたい。**

【まんが王国官房、東部地域振興事務所、障がい福祉課、低炭素社会推進課、緑豊かな自然課、くらしの安心推進課、西部総合事務所農林局】

エ 行政財産使用許可

任意団体が県の庁舎等行政財産を使用する際の手続は、公有財産事務取扱規則に基づき適正に行われていた。

オ 任意団体に対する県有物品の貸付け

県有物品を県以外の組織である任意団体が使用する場合には、物品事務取扱規則で定められた手続によることが必要である。鳥取県物品事務取扱規則第25条第1項で「物品の貸付期間は、1年を超えることができない。」と定められているとおり、貸付けを行う場合には、毎年度貸付手続を行うことが必要である。

また、机・椅子などでは、平成31年4月1日付けの備品の基準額（取得価額）の見直しにより備品から消耗品としたものであっても、県有物品で

あることに変わりはないので、貸付手続を行う必要がある。

改めて、適正な手続を行われたい。

【別記4のとおり】

カ 補助金等県費支出の事務処理

県は、多くの任意団体に対し補助金、負担金、委託料等で県費を支出し、当該任意団体の業務を支援又は業務を委託していたが、その手続は、概ね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、県から任意団体への補助金の交付手続に関し、任意団体の交付申請手続と県の交付決定事務を同一の職員が行っていた例があった。

また、委託料に係る手続では、任意団体における見積と県の予定価格の積算を同一職員が行う等、受託・委託双方の価格の透明性の確保が形骸化している事例があった。

このような事例は、限られた職員数で、県業務と任意団体双方の業務を行う必要から生じていたものであろうが、県民にとっては、理解しづらい状況であり、改善が必要であると考えます。

一部の機関では、事務分担で任意団体に対する指導監督の担当者を定め、適正な補助金審査や確認手続を行っていたところもあった。

については、任意団体を担当する職員が少ない組織では、他の担当の職員が申請書や実績報告書の審査に協力したり、確認検査を総括課長補佐や他の担当の役職職員などが担う等、内部統制と手続の透明性を確保する体制を整備することを検討されたい。

さらに、任意団体と随意契約を行う場合には、予定価格の設定目的や見積額の妥当性の在り方を検討し、その経緯等を記録する等、実態に即した、より簡素で透明性のある手続を検討されたい。

【別記5のとおり 及び 随意契約手続の在り方については会計指導課】

また、県から任意団体に対し、補助金等により県費が支出され事業に対する支援が行われていたにもかかわらず、当該事業経費の一部を県が直接支出している事例があった。この支出は本来、当該任意団体が負担するべきものであることから、適正な予算執行に努められたい。

【別記6のとおり】

キ 任意団体に対する指導・監査

補助金や委託料等の県費を支出している任意団体に対しては、その実績報告等の審査を行うことにより、任意団体の活動や収入・支出についての把握が行われていた。また、負担金についても一部の団体に対しては実績報告の提出を求め、その活動内容についての確認が行われていた。その他の形での県の所管機関による任意団体への監査等が行われたものは見られなかった。

ク 任意団体の今後の必要性についての検討

今回監査を行った各機関に対するアンケートでは、いずれの任意団体についても継続して活動することが必要であるという回答であった。

任意団体に対し県が関与することのメリットについては、県の施策との一体性や連携の確保、県内の市町村や民間団体との連携を図り事業を進める上で県が中心となる必要があることなどが主なものであった。

今後の県支出や県職員の関与についても現状維持が必要との回答がほとんどであった。

(2) 任意団体の運営状況

ア 任意団体の設立目的と活動内容

監査を行った任意団体の活動内容は、概ね任意団体の設立目的に沿ったものであると認められた。

その上で、次のとおり取組を進めるとともに改善を図ることで、さらに発展させていくことが必要と考えられる任意団体があったので、検討されたい。

① 広報課（鳥取県広報連絡協議会）

- 来年度以降もふるさと鳥取ファンクラブの会員数を維持しつつ、様々な広報媒体を活用して、今以上に情報を発信できるよう、新たな業務形態への移行に努められたい。
- 各自治体の広報担当職員の技術向上を図る講座、研修等を引き続き実施していただきたい。

② 障がい福祉課（手話パフォーマンス甲子園実行委員会）

- 全国に先駆けて手話言語条例を制定した本県における象徴的な大会である手話パフォーマンス甲子園が、本県の障がい福祉施策の取組みを全国的に情報発信する良い機会として、さらに一層の全国的広がりとなるように努められたい。
- 当該事業は、財源の多くを日本財団からの支援に依存していることから、今後事業を継続していくために必要な財源の確保を検討されたい。

③ 緑豊かな自然課（鳥取砂丘未来会議）

- ボランティア除草等の鳥取砂丘保全再生事業に理解と協力が得られ、鳥取県の宝である鳥取砂丘の自然・環境資源を後世に守り伝えていけるよう、任意団体が行う事業の成果を広く周知することを検討されたい。
- 鳥取砂丘グランドデザインで定めた目標の実現に向けて、県民挙げて取り組み、鳥取砂丘での体験が楽しめる工夫をすることなどで、より砂丘の魅力を高めていくよう努めていただきたい。

④とっとり農業戦略課（鳥取県農業再生協議会）

○ 県内の各自治体と全ての農業団体で組織される団体であり、国からの交付金で県内の水田関係と農地・担い手関係の事業を担っている。特に、当該任意団体が農家のコメの生産作付面積の配分を設定している。

2030年1,000億円の目標農業生産額を目指している本県の農業政策を主導し推進していく立場として、しっかりと取り組んでいただきたい。特に、農業従事者の高齢化と減少が進行している中で、農家の声をしっかりと受け止めた農業政策を進めていただきたい。

⑤空港港湾課（鳥取港振興会）

○ 鳥取港は、港湾規模が小さいことや、港の形態、航路の関係などで寄港できる船舶が限られている。利用促進に向けてポートセールスを行われているが、新型コロナウイルス感染拡大によって予定されていたクルーズ船の寄港が中止になるとともに、取扱貨物量も公共工事の減少に合わせて減少傾向にある。予定できるのはバイオマス発電用の「ヤシガラ」だけの状況である。

鳥取港は、「鳥取港長期構想」を策定され、岸壁やふ頭の整備、航路の変更を計画されているが、港湾整備を進めていくことに合わせて、積極的にクルーズ船のポートセールスや、取扱貨物量の増加につながるよう鳥取港背後地の県東部はもちろん兵庫県、岡山県の企業に働きかけられたい。

イ 諸規程の整備、運用

任意団体が行う会計手続の根拠となる会計規程や、事務処理の手続を定めた決裁規程・事務処理規程等の規程が定められていない任意団体は、監査を行った28団体中会計規程は16団体と半分以上、決裁規程等は13団体あった。これらの任意団体の多くは、県の規程に準じた取扱いがされており、一部を除けば、概ね手続は適正に行われていることは確認できた。

しかし、任意団体は、県とは異なる組織であり、その運営や事業遂行に補助金や負担金など多額の県費が支出されている任意団体も多くあることから、その事務処理や会計処理に当っては、一層の透明性が確保されるよう収入・支出の手続等を定めた会計規程や、決裁権限、事務手続を定めた事務処理規程などの整備を行うように努められたい。

一方では、事業規模が小さかったり、職員数が少ない任意団体などでは、個別の規程を整備することが事務的に困難であることも考えられる。その場合は、団体規約などに、例えば「原則的には県の規程に準じる」、「県の例による」とし、これにより難しい場合の必要最小限の独自規程を定めるなど、その任意団体に即した形で明記することで事務手続の正当性や透明性を確保されることを検討されたい。

【別記7のとおり】

ウ 総会、役員会等の運営

総会は、任意団体の最高意思決定機関であり、その議事、議論、決定事項等が記録され、必要があれば開示されることが求められる。総会議事録が作成されていない任意団体が一部あったが、**審議過程や任意団体の意思決定の適正や過程の透明性が確保されるよう必要な情報が記録されるよう努められたい。**

【総会の議事録が作成されていない任意団体】

- ・鳥取県水素エネルギー推進協議会(低炭素社会推進課)
- ・食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会(西部総合事務所農林局)

また、例年、事業報告と決算審査に係る総会を開催した後に監事監査を行い、その後に監査結果を書面で通知し、総会の書面監査としている任意団体があったが、**任意団体の事業報告や決算審査は、監事監査により適正と認められていることを前提としたものであることから、適正な手続により開催されるよう改善されたい。**

【監事監査前に総会が行われていた任意団体】

- ・鳥取砂丘未来会議(緑豊かな自然課)(総会:R2.3.26 監事監査:R2.4.15)

エ 事務事業の執行体制

今回の監査では、任意団体の業務は概ね適正に実施されていたが、一部の任意団体の事務等の決裁に際し、当該任意団体に属していない県職員が加わっている事例が見受けられた。これは、県が使用している決裁システムや所管課のデータベースを任意団体の事務決裁で使用していたり、県業務と関係のある事業を行っていることから必要な情報の共有を図る目的などがその理由であった。

任意団体は、県とは別の組織であることから、その事業に係る決裁等の意思決定は、県とは別の手続により行われることが必要であり、その決定に任意団体以外の職員が関与することは、任意団体の事業等に対する責任が不明確となったり、任意団体の事業目的と異なるものとなる可能性も否定できない。

さらに、任意団体が行っている手続に含まれている情報には、個人の住所や口座情報等個人情報が含まれていることもあることから、情報管理の面からも慎重な取扱いが必要である。

一方では、任意団体が県の所管課と連携し、業務を円滑に進める必要もあり、関係職員との情報共有の必要性も認められる。

については、**県と任意団体の区別を明確に意識し、安易に部外者の関与を認めることなく適正な手続を行いながらも、必要な情報の共有は確保できる方法を検討されたい。**

【別記8のとおり】

オ 経理・会計手続

任意団体の経理・会計手続は、概ね適正に行われていた。しかし、比較的軽微な手続ミスなども見受けられた。その要因として、会計や事務処理に関する規程が定められていないため、安易に手続の省略などが行われたのではないかと推測する。

任意団体の会計手続は、県とは異なり出納審査機関の審査を経ることなく収入・支出が行われることから、誤った事務処理が積み重なり、内部統制の破綻をきたし、大きなミスや不祥事に繋がる危険性もある。任意団体の会計事務などの各種手続は、基本的なルールを遵守し、内部統制の確立に努められたい。

【別記9のとおり】

カ 県事業と任意団体事業の区別の状況

食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会に係る監査において、同協議会の事業である食のみやこ鳥取県西部フェスタの一部を構成する西部総合事務所主催（県事業）の「せいぶ農と食のまつり」が、県の歳入歳出予算に編入されることなく、食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会の口座を用いて、次のとおり収入と支出が行われていた。

[せいぶ農と食のまつり 令和元年度事業決算の状況]

令和元年度収入:1,104,968円

収入項目	収入額	備考
前年度繰越金	192,517円	
「せいぶ農と食のまつり」負担金	20,000円	食のみやこ鳥取県フェスタ等開催費
出展料、備品等レンタル料金	892,449円	25出展者
利息	2円	

令和元年度支出:964,187円

収入項目	収入額	備考
レンタル料	690,250円	(有)A社 1件
出展料、備品等レンタル料金戻し	19,096円	1件
チラシ・ポスター、看板、警備費用	221,756円	2件
景品・雑費購入費	4,493円	2件
ゴミコンテナ廃棄料	26,400円	1件
振込手数料	2,192円	5件

次年度繰越額:140,781円

・発生要因:担当者及び上司の認識不足

(根拠)地方自治法

(総計予算主義の原則)

第210条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

については、今後、同事業を実施される際には、西部総合事務所（農林局）において、「せいぶ農と食のまつり」事業を県事業として適正に予算化するか、当該事業を食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会の事業とする、または「せいぶ農と食のまつり」事業の実行委員会等を設立、参加し、必要に応じて負担や役務の提供を行う等、適正な事務処理への改善を行われたい。

【食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会（西部総合事務所農林局）】

キ 監事等による監査、自主的チェック等

今回監査を行った28任意団体中、監事制度がある団体は25団体であり、任意団体の会則等に基づき監事監査が概ね適正に行われていた。

しかし、次の2団体については、監事監査の実施の方法や監査の内容について不適正な例があったので、適正な手続、内容に改善されたい。

【改善を必要とする事例】

○鳥取砂丘未来会議（緑豊かな自然課）

令和元年度決算に係る監事監査が、令和元年度事業報告及び令和元年度決算報告を行った総会の後に実施されていた。

○食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会（西部総合事務所農林局）

西部総合事務所が主催する県事業である「せいぶ農と食のまつり」に係る収入・支出が、食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会の口座で行われていたが、当該任意団体の監事はこれを監査において確認していたにもかかわらず、容認していた。

また、監事制度のない3団体のうち2団体は団体自体に収入・支出がないものであったが、残る1団体については、一定額の収入・支出があることから、任意団体の内部統制を確保するためにも監事制度の整備を検討されたい。

【監事制度がない任意団体】

鳥取県水素エネルギー推進協議会（低炭素社会推進課）

別記1 事務分掌に記載のない職員のいる機関・任意団体とその人数

機関名	任意団体名	人数
まんが王国官房	まんが王国とっとり満喫周遊パス実行委員会	2名
スポーツ課	鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会	3名
スポーツ課	鳥取県スポーツ推進委員協議会	1名
関西ワールドマスターズゲームズ推進課	ワールドマスターズゲームズ 2021 関西鳥取実行委員会	3名
地域交通政策課	鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会	2名
とっとり弥生の王国推進課	青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会	2名
東部地域振興事務所	八頭郡活性化戦略会議	2名
障がい福祉課	手話パフォーマンス甲子園実行委員会	1名
医療政策課	鳥取県臨床研修指定病院協議会	3名
緑豊かな自然課	鳥取砂丘未来会議	1名
くらしの安心推進課	鳥取県交通対策協議会	1名
雇用政策課	鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会	2名
とっとり農業戦略課	鳥取県農業再生協議会	3名
西部総合事務所福祉保健局	西部民生児童委員協議会	2名
西部総合事務所農林局	食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会	1名

別記2 団体業務に従事するための手続が行われていない機関・任意団体

機関名	任意団体	内容
まんが王国官房	まんが王国とっとり満喫周遊パス実行委員会	・県職員が会長に互選されているが、県としての手続が行われていない。
東部地域振興事務所	八頭郡活性化戦略会議	・県職員が会長に互選されているが、県としての手続が行われていない。
空港港湾課	鳥取港振興会	・県職員が副会長に互選されているが、県としての手続が行われていない。 ・県職員に事務局長の辞令が交付されているが、県としての手続が行われていない。
子育て王国課	青少年育成県民会議	・県職員へ事務局長補佐の辞令が交付されているが、県としての手続が行われていない。
雇用政策課	鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会	・会長による県職員への事務局長、事務局次長への委嘱又は任命となっているが、委嘱等はなく、県としての手続も行われていない。
とっとり農業戦略課	鳥取県農業再生協議会	・会長による県職員への事務局長への任命となっているが、委嘱等はなく、県としての手続も行われていない。

別記3 業務時間の少ない・実績のない事務局員のいる機関・任意団体

機関名	任意団体	内容
緑豊かな自然課	鳥取砂丘未来会議	・他機関の課長等4名を事務局員に任命
とっとり農業戦略課	鳥取県農業再生協議会	・他課職員を事務局員に任命(業務実績なし)

別記4 県有物品の貸付手続の行われていなかった機関・任意団体

機関名	任意団体	内容
広報課	鳥取県広報連絡協議会	・机4台、椅子4脚、キャビネット1台
とっとり弥生の王国推進課	青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会	・机1台、椅子1脚
くらしの安心推進課	鳥取県交通対策協議会	・机1台、椅子1脚

別記5 補助金及び委託料に関する業務が任意団体職員により行われていた機関・任意団体

機関名	任意団体	行われていた事務手続
国際観光誘客課	国際定期便利用促進協議会	補助金の支出手続及び確定・検査手続
スポーツ課	鳥取県スポーツ推進委員協議会	補助金の確定手続
とっとり弥生の王国推進課	青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会	委託業務手続、確認検査
医療政策課	鳥取県臨床研修指定病院協議会	委託業務手続、確定・検査手続
子育て王国課	青少年育成県民会議	補助金実績報告確認検査、委託業務手続
低炭素社会推進課	鳥取県水素エネルギー推進協議会	委託業務手続
くらしの安心推進課	鳥取県交通対策協議会	補助金実績報告確認手続

別記6 任意団体が負担すべきもので県が支出していた経費

機関名	任意団体	支出されていた経費
まんが王国官房	まんが王国とっとり満喫周遊パス実行委員会	会場使用料、訪問土産、出張手配業務委託、版下制作、切手
障がい福祉課	手話パフォーマンス甲子園実行委員会	打ち合わせ会経費、手話動画作成費

別記7 諸規程の整備されていない状況

機関名	任意団体	整備されていない規程
広報課	鳥取県広報連絡協議会	会計規程(県規程に準じている)
東京本部	鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会	会計規程(県規程に準じている) 決裁規程
国際観光誘客課	国際定期便利用促進協議会	会計規程(県規程に準じている) 決裁規程
まんが王国官房	まんが王国とっとり満喫周遊パス実行委員会	会計規程(県規程に準じている) 決裁規程
スポーツ課	鳥取県東京オリパラキャンプ誘致推進委員会	会計規程(県規程に準じている)
スポーツ課	鳥取県スポーツ推進委員協議会	会計規程 決裁規程
地域交通政策課	鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会	会計規程 決裁規程
とっとり弥生の王国推進課	青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会	会計規程 決裁規程
東部地域振興事務所	八頭郡活性化戦略会議	会計規程(県規程に準じている) 決裁規程
医療政策課	鳥取県臨床研修指定病院協議会	会計規程(県規程に準じている) 決裁規程
子育て王国課	青少年育成県民会議	会計規程(県規程に準じている) 決裁規程
低炭素社会推進課	鳥取県水素エネルギー推進協議会	会計規程(県規程に準じている)
低炭素社会推進課	鳥取県新エネルギー活用研究会	規約…改正が行われていない 会計規程 決裁規程
西部総合事務所福祉保健局	西部民生児童委員協議会	会計規程(県規程に準じている) 決裁規程
西部総合事務所農林局	食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会	会計規程 決裁規程
西部総合事務所日野振興センター	日野郡広域交流促進協議会	会計規程(県規程に準じている) 決裁規程

別記8 事務事業執行体制について改善が必要な事例

機関名	任意団体	改善が必要な事例
スポーツ課	鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会	団体の決裁に団体職員以外の者が関与
地域交通政策課	鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会	団体の決裁で団体職員以外の者へ稟議されていた。
東部地域振興事務所	八頭郡活性化戦略会議	団体業務の伺が会長以外の団体職員以外の者が代決していた。
障がい福祉課	手話パフォーマンス甲子園実行委員会	委託業務の決裁を団体職員以外の者が行っており、その他の者も決裁に関与
医療政策課	鳥取県臨床研修指定病院協議会	・団体の決裁に団体職員以外の者が関与 ・団体の決裁に県の公文書管理システムを使用
子育て王国課	青少年育成県民会議	団体の決裁に団体職員以外の者が関与
緑豊かな自然課	鳥取砂丘未来会議	総会開催の伺が緑豊かな自然課のデータベースで行われ、団体職員以外の者が決裁に関与
雇用政策課	鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会	団体の起案・決裁文書の決裁に団体職員以外の者が関与
空港港湾課	鳥取港振興会	・団体業務としての旅行命令が県の新旅費システムで行われ、団体職員以外の者が承認していた。
西部総合事務所福祉保健局	西部民生児童委員協議会	団体業務の伺が団体職員以外の者へ稟議されていた。
西部総合事務所農林局	食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会	・団体の決裁に団体職員以外の者が関与 ・団体の文書が県の簿冊と一緒に綴られていた。
西部総合事務所日野振興センター	日野郡広域交流促進協議会	団体の支出負担行為の決裁に団体職員以外の者が関与
西部総合事務所日野振興センター	日野川の源流と流域を守る会	団体の支出負担行為の決裁に団体職員以外の者が関与

別記9 改善が必要な会計・経理手続

機関名	任意団体	改善が必要な会計・経理手続
広報課	鳥取県広報連絡協議会	懸賞商品、消耗品の検収等の確認未実施
国際観光誘客課	国際定期便利用促進協議会	・委託業務請書への必要書類の未添付 ・委託契約請書への収入印紙未添付
まんが王国官房	まんが王国とっとり満喫周遊パス実行委員会	委託料成果品外での検収未実施
スポーツ課	鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会	立替払が恒常的に行われている。
スポーツ課	鳥取県スポーツ推進協議会	機関紙印刷の成果品の検収未実施
地域交通政策課	鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会	委託料の支出手続での検収未実施
とっとり弥生の王国推進課	青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会	・支出負担行為で金額・年度の手書修正 ・異動前職員が主査となっていた。 ・団体職員でない者が検収していた。 ・支払の遅延
くらしの安心推進課	鳥取県交通対策協議会	・毎月末日の会計帳簿と預金口座額の照合が複数者で行われていなかった。 ・流用伺をせずに科目間での流用があった
空港港湾課	鳥取港振興会	事務局規程で認められていない立替払が行われていた。
西部総合事務所福祉保健局	西部民生児童委員協議会	・物品納入の検査が行われていないものがあつた。

